

## 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の一部補正の受理及び今後の対応方針

令和5年9月6日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の一部補正の受理について報告するとともに、今後の対応方針の了承について諮るものである。

### 2. 経緯

令和5年4月18日の原子力規制委員会における「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求める指導文書の発出」の決定を受け、同日付けで、日本原子力発電株式会社取締役社長宛てに指導文書（別添参照）を発出した。

その後、令和5年8月31日付け総室発第65号をもって、平成27年11月5日付け総室発第78号（令和4年1月12日付け総室発第78号をもって一部補正。）をもって申請のあった件のうち、敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性に関する部分について、補正を行うための申請（以下「補正申請書」という。）があった。

### 3. 補正申請書の確認

原子力規制庁は、補正申請書について、記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請ではないこと、及び指導文書で求めた補正がなされていることを確認した。

### 4. 今後の対応方針（案）（委員会了承事項）

上記3. のとおり確認されたことから、以下のとおり審査を再開することについて了承いただきたい。

- ① 敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性については、設置変更許可申請書及び補正申請書に基づき、新規制基準への適合性を判断する。

- ② 審査会合ごとに、原子力規制庁からの指摘等が日本原電と共通理解となっているかを確認の上、文書化し、審査を進める。また、申請内容を確認するため、現地調査を実施する。
- ③ 敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性について、設置変更許可申請書及び補正申請書に基づき結論が得られた場合には、原子力規制委員会で改めて審査の進め方について議論を行う。

原規規発第 2304185 号

令和 5 年 4 月 1 8 日

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛 殿

原子力規制委員会

NRA-Cd-23-00

敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正について（指導）

原子力規制委員会は、平成27年11月5日付け総室発第78号（令和4年1月12日付け総室発第78号をもって一部補正）をもって申請のあった件（以下「本件申請」という。）について、これまでの審査資料の誤りを巡る経緯を踏まえ、今後の審査を進めるため、貴社に対し、下記の対応を求めます。

記

1. 本件申請のうち、敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性に関する部分について、補正を行うこと。
2. 上記1. の申請書を令和5年8月31日までに提出すること。

以上